

特定保健用食品の表示許可に係る答申について

平成26年8月5日 内閣府消費者委員会事務局

平成 25 年 7 月 25 日付け、平成 25 年 12 月 9 日付け及び平成 26 年 5 月 19 日付け特定保健用食品の表示許可に係る内閣総理大臣からの諮問に関し、平成 26 年 7 月 25 日の第 19 回消費者委員会新開発食品調査部会において審議を行い、当該部会において結論が得られた10 品目について、本日付けで消費者委員会委員長より答申を行った。

〇特定保健用食品として認めることとして差し支えないとの答申を行った品目

- 1. 次の8品目は、第19回新開発食品調査部会において結論が得られ、いずれも特定保健用食品として認めることとして差し支えないこととされた。
 - ・ペプシスペシャル 250ml
 - ・ペプシスペシャル 270ml
 - ・ペプシスペシャル 350ml
 - ・ザ・テーブルソーダ
 - ・ザ・テーブルソーダ すだち&かぼす
 - 黄金烏龍茶
 - ・2つの働きカテキン緑茶
 - ・オリゴプラスコーヒーブラック
- 2. 上記8品目については、平成26年8月5日付けで消費者委員会委員長より「特定保健 用食品として認めることとして差し支えない」旨、答申を行った。

〇特定保健用食品として認めることは適切ではないとの答申を行った品目

- 1. 次の2品目は、第19回新開発食品調査部会において結論が得られ、いずれも特定保健用食品として認めることは適当でないとされた。
 - ・ノンアルコール飲料 2品目 ※製品名は非公表
- 2. 上記2品目については、平成26年8月5日付けで消費者委員会委員長より「特定保健 用食品として認めることは適当でない」旨、答申を行った。

〇別添資料: 答申を行った品目一覧

【本件問い合わせ先】内閣府 消費者委員会事務局

担 当:大貫・錦織

電 話: 03-3507-9945

FAX: 03-3507-9989

特定保健用食品として認めることとして差し支えないとの答申を行った品目

(1)平成25年12月9日付け消食表第334号により諮問を受けた品目

	製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容
1	ペプシスペシャル 250ml	サントリー食品イン ターナショナル株式 会社	本品は、難消化性デキストリン(食物繊維)の働きにより、食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて排出を増加させ、食後の血中中性脂肪の上昇をおだやかにするので、脂肪の多い食事を摂りがちな方、血中中性脂肪が気になる方の食生活の改善に役立ちます。
2	ペプシスペシャル 270ml	サントリー食品イン ターナショナル株式 会社	本品は、難消化性デキストリン(食物繊維)の働きにより、食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて排出を増加させ、食後の血中中性脂肪の上昇をおだやかにするので、脂肪の多い食事を摂りがちな方、血中中性脂肪が気になる方の食生活の改善に役立ちます。
3	ペプシスペシャル 350ml	サントリー食品インターナショナル株式会社	本品は、難消化性デキストリン(食物繊維)の働きにより、食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて排出を増加させ、食後の血中中性脂肪の上昇をおだやかにするので、脂肪の多い食事を摂りがちな方、血中中性脂肪が気になる方の食生活の改善に役立ちます。
4	ザ・テーブルソーダ	サントリー食品インターナショナル株式会社	本品は、難消化性デキストリン(食物繊維)の働きにより、食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて排出を増加させ、食後の血中中性脂肪の上昇をおだやかにするので、脂肪の多い食事を摂りがちな方、血中中性脂肪が気になる方の食生活の改善に役立ちます。
5	ザ・テーブルソーダ すだち&かぼす	サントリー食品イン ターナショナル株式 会社	本品は、難消化性デキストリン(食物繊維)の働きにより、食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて排出を増加させ、食後の血中中性脂肪の上昇をおだやかにするので、脂肪の多い食事を摂りがちな方、血中中性脂肪が気になる方の食生活の改善に役立ちます。
6	黄金烏龍茶(※)	株式会社 伊藤園	本品は茶カテキンを含みますので、食事の脂肪の吸収を抑えて排出を増加させ、体に脂肪がつきにくいのが特長です。体脂肪が気になる方に適しています。
7	2つの働きカテキン緑茶	株式会社 伊藤園	本品は茶カテキンを含みますので、食事の脂肪の吸収を抑えて排出を増加させ、体に脂肪がつきにくいのが特長です。さらに、本品はコレステロールの吸収を抑制する茶カテキンの働きにより、血清コレステロール、特にLDL(悪玉)コレステロールを減らすのが特長です。体脂肪が気になる方やコレステロールが高めの方に適しています。

(※)諮問書(平成25年12月9日付け消食表第334号)において、製品名を「特級烏龍茶」として諮問を受けた品目。

(2)平成26年5月19日付け消食表第97号により諮問を受けた品目

	製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容
1			本品は、脂肪の吸収を抑えるコーヒー豆マンノオリゴ糖を配合しているので、 体脂肪が気になる方に適しています。

特定保健用食品として認めることは適切ではないとの答申を行った品目

(1)平成25年7月25日付け消食表第206号により諮問を受けた品目

	製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容
1	非公表		食物繊維(難消化性デキストリン)の働きにより、糖の吸収をおだやかにするので、食後の血糖値が気になる方に適しています。
2	非公表	花王株式会社	本品は茶カテキンを豊富に含んでおり、エネルギーとして脂肪を消費しやすくするので、体脂肪が気になる方に適しています。